

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社メタプラネット
代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト：<https://metaplanet.jp/ja/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にてアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード（3350）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- ※ 本臨時株主総会へのご来場につきましては、事前登録制とさせていただきますので、3ページ記載の「来場事前登録のご案内」をご参照ください。また併せて、同封の「臨時株主総会に関する重要なお知らせ、及び注意事項」をご参照ください。
- ※ 当日出席されない場合は、本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙又はインターネットにより事前に議決権を行使することが可能ですので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページ記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照頂き、2025年8月29日（金曜日）午後6時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
- ※ 当日出席されない株主さまも、株主さま専用ライブ配信をご視聴いただけます。詳細は、同封の「臨時株主総会に関する重要なお知らせ、及び注意事項」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月1日(月曜日)午前10時00分
受付開始時間：午前8時00分

2. 場 所 東京都渋谷区南平台町16番17号
ベルサール渋谷ガーデン(住友不動産渋谷ガーデンタワー)
受付：1F
メイン会場：B1

(会場が前回(定時株主総会)と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更(発行可能株式総数増加)の件
- 第2号議案 定款一部変更(場所の定めのない株主総会)の件
- 第3号議案 定款一部変更(発行可能種類株式総数、A種種類株式及びB種種類株式に関する規定の新設)の件

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくとともに、3頁に記載の「ご来場確定通知」をご提示ください。
 - ◎ 議決権行使書面において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://metaplanet.jp/ja/>)及び東証ウェブサイト(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

来場事前登録のご案内 (臨時株主総会への来場申込みの方法、及び抽選の詳細)

株主総会当日は、多くの株主さまのご来場が見込まれます。そこで、株主総会の円滑な準備及び運営のため、ご来場される株主さまには事前登録をお願いしております。

また、十分な座席数をご用意する予定ではございますが、万が一、想定を大きく超えるご登録がありました場合には、やむを得ず抽選をさせていただくことがあります。抽選を実施した場合、当選されなかった株主さま及びご入場の際に当選が確認できない株主さまは、本臨時株主総会の会場へはご入場いただけない可能性がありますので、予めご了承ください。

事前登録は、以下の登録用ウェブサイトにて受付いたします（登録用ウェブサイトを用いた方法に限らせていただきます。）。

登録用 ウェブサイト	https://egm.metaplanet.jp/jp (同封の「臨時株主総会に関する重要なお知らせ、及び注意事項」の「来場事前登録のご案内（臨時株主総会への来場申込みの方法、及び抽選の詳細）」に掲載しておりますQRコードからもアクセスいただけます。)
事前登録締切	2025年8月20日(水) 24:00 (日本時間)
抽選日	2025年8月21日(木)
ご来場の可否に関する通知	2025年8月22日(金) ご来場の可否につきましては、ご登録いただいたメールアドレス宛にEメールで通知（ご来場確定通知又は落選通知）させていただきます。 ※ご来場の際は、必ずご来場確定通知を「議決権行使書用紙」とともにご持参ください。

- ◎ ご入場には「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」の2つが必要となります。ご来場確定通知は、電子メールを印刷してご持参いただくか、スマートフォン・携帯電話等で通知画面を受付にてご提示ください。予め、画面キャプチャー等で保存されることをおすすめいたします。
 - ◎ 「議決権行使書用紙」記載の株主さまの情報と「ご来場確定通知」の内容が一致しない場合には、ご入場をお断りさせていただきます。
 - ◎ ご登録は、株主さまお一人一度限り有効です。
 - ◎ 取得した個人情報につきましては、ご来場可否のご通知、お問い合わせへのご返信、アンケート及びご本人の確認にのみ利用させていただきます。なお、その目的のために必要な業務を外部の協力会社に委託する場合を除いて、第三者に伝えることはありません。
 - ◎ 登録用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となります。
- ※状況により当日の会場・運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト
 (<https://metaplanet.jp/ja/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

当選されなかった株主さま及びご来場が難しい日本国内外の株主さま向けに、本総会及び本総会後のイベントについて**ライブ配信**を実施いたします。詳細は、同封の「臨時総会に関する重要なお知らせ、及び注意事項」の「ライブ配信に関しまして」をご参照ください。

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行先内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年8月29日(金)午後6時00分
まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータル*トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使*トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更（発行可能株式総数増加）の件

1. 提案の理由

当社は、2025年から2027年にかけて21万ビットコインの取得を目指すビットコイン計画を、2025年6月6日付で公表しております。この計画は、2025年1月28日に公表した当初計画を大幅に上方修正したものであり、当社が掲げる成長戦略の中核をなすものです。これを着実に遂行するためには、今後も大規模な資金調達を実施できる体制を維持する必要があり、機動性と柔軟性を備えた資本政策の推進が不可欠です。

2025年3月24日に開催した定時株主総会では、発行可能株式総数の拡大をご承認いただきました。その後、新株予約権の行使を通じて大規模な資本増強を実現し、調達資金を原資としてビットコインを追加取得する等、当社のビットコイン保有残高を大きく拡大させてまいりました。具体的には、2025年7月18日時点までに年初来のBTCイーロード（当社のビットコイン保有数量を完全希薄化後の発行済普通株式数で割った数値が比較対象期間においてどのように増減したかを変化率で表す経営指標）は430.2%を達成し、これは希薄化を考慮した1株当たりのビットコイン保有数量を年初比で5倍超に増加させたことを意味します。その結果、当社の時価総額も大幅に増加いたしました。

今後もこうした成長戦略を継続的かつ機動的に進め、当社のビットコイン・トレジャリー戦略を一層強化していくためには、資本政策の選択肢を拡大し、より柔軟で機動的な資金調達を可能とする体制を整備することが重要です。

当社の発行可能株式総数は1,610,000,000株ですが、2025年7月18日現在の当社発行済株式総数は680,814,340株となっております。かかる状況を踏まえ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、発行可能株式総数を2,723,000,000株へ増加することを目的とする定款変更を付議いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部分は変更部分を示しています。

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,610,000,000株とする。</u>	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,723,000,000株とする。</u>

第2号議案 定款一部変更（場所の定めのない株主総会）の件

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」といいます。）の開催が可能となっております。

当社は、予期しない感染症や自然災害等の大規模災害発生時のリスクの低減、社会のデジタル化の推進等を念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、現行定款に第14条の2を新設するものであります。

株主総会の開催方法の決定に当たっては、開催の都度、取締役会において、株主の皆さまの権利や利益の確保に配慮するとともに、開催時における当社や株主の皆さまを取り巻く状況を踏まえ、慎重に判断し、決議いたします。

なお、第14条の2は、本臨時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けたとき又は本臨時株主総会において本議案が承認されたときのいずれか遅い時点から効力発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案
(新設)	<u>(場所の定めのない株主総会)</u> <u>第14条の2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることが</u> <u>できる。</u>

第3号議案 定款一部変更（発行可能種類株式総数、A種種類株式及びB種種類株式に関する規定の新設）の件

1. 提案の理由

当社が推進する「ビットコイン・トレジャリー」戦略の一環として、発行可能種類株式総数、A種種類株式及びB種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）に関する規定を新設することで、資本政策の柔軟性を高め、資金調達の実現性の多様化を図るものであります（なお、本議案の定款変更は、本種類株式の導入に備えた制度的枠組みを整備するものであります。現時点で本種類株式の発行について具体的な計画が進行しているわけではなく、かかる発行が行われるかどうかは未確定です。）。将来の機動的な資金調達の検討の可能性や情報の透明性の観点から、本種類株式に関する規定を新設するものですが、今後の検討に伴い、これらの種類株式に係る定款上の規定を修正する必要が生じた場合には、さらに定款を変更する可能性があります。

なお、本議案の定款変更は、第1号議案「定款一部変更（発行可能株式総数増加）の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案						
<p style="text-align: center;">第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,610,000,000株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式 (発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,723,000,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">普通株式</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">2,723,000,000株</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">A種種類株式</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">277,500,000株</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">B種種類株式</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">277,500,000株</td> </tr> </table>	普通株式	2,723,000,000株	A種種類株式	277,500,000株	B種種類株式	277,500,000株
普通株式	2,723,000,000株						
A種種類株式	277,500,000株						
B種種類株式	277,500,000株						
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>いずれの種類</u>の株式についても100株とする。</p>						

現行定款	変更案
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第2章の2 A種種類株式 (A種種類配当金) 第13条の2 当社は、第46条第1項に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、A種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A種種類株主等」という。）に対し、第13条の15に定める支払順序に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義する。）相当額に当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「A種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種種類配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度において第13条の3に定めるA種種類期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該A種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株あたりの金額をいう。</p>

現行定款	変更案
	<p>2 <u>ある事業年度においてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種種類配当率を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種種類配当金」という。）については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u></p> <p>3 <u>A種種類株主等に対しては、A種種類配当金及び累積未払A種種類配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(A種種類期中配当金)</p> <p>第13条の3 当社は、第46条第2項又は第47条に基づき12月31日以外の日を基準日（以下「A種種類期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係るA種種類期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭（以下「A種種類期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度にA種種類期中配当基準日が属するA種種類期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属するA種種類配当金の額を超えないものとする。</p>
(新設)	<p>(A種種類株式に係る残余財産の分配)</p> <p>第13条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</p> <p>2 A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(A種種類株式に係る議決権)</p> <p>第13条の5 A種種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>
(新設)	<p>(A種種類株式に係る取得条項)</p> <p>第13条の6 当社は、A種種類株式について、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該A種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該A種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株主に対し、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。A種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式を決定する。</p>
(新設)	<p>(A種種類株式に係る株式の併合又は分割等)</p> <p>第13条の7 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>2 当社は、A種種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>

現行定款	変更案
	3 <u>当社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章の3 B種種類株式 (B種種類配当金)</p> <p>第13条の8 当社は、第46条第1項に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。）に対し、第13条の15に定める支払順序に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義する。）相当額に当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度において第13条の9に定めるB種種類期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該B種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株あたりの金額をいう。</p>

現行定款	変更案
	<p>2 <u>ある事業年度においてB種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、B種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、B種種類配当率を基準として当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種種類配当金」という。）については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、B種種類株式1株につき累積未払B種種類配当金の額に達するまで、B種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u></p> <p>3 <u>B種種類株主等に対しては、B種種類配当金及び累積未払B種種類配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(B種種類期中配当金)</p> <p>第13条の9 当社は、第46条第2項又は第47条に基づき12月31日以外の日を基準日（以下「B種種類期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係るB種種類期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭（以下「B種種類期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度にB種種類期中配当基準日が属するB種種類期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属するB種種類配当金の額を超えないものとする。</p>
(新設)	<p>(B種種類株式に係る残余財産の分配)</p> <p>第13条の10 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</p> <p>2 B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p>(B種種類株式に係る議決権)</p> <p>第13条の11 B種種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(B種種類株式に係る取得請求権)</p> <p>第13条の12 B種種類株主は、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該B種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の保有するB種種類株式を取得することを請求することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式を交付する。</p>
(新設)	<p>(B種種類株式に係る取得条項)</p> <p>第13条の13 当会社は、B種種類株式について、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該B種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。B種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべき当該B種種類株式を決定する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(B種種類株式に係る株式の併合又は分割等)</p> <p>第13条の14 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>2 当社は、B種種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>3 当社は、B種種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章の4 優先順位</p> <p>(優先順位)</p> <p>第13条の15 A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種種類株式に係る剰余金の配当を第1順位、B種種類株式に係る剰余金の配当を第2順位、普通株式に係る剰余金の配当を第3順位とする。</p> <p>2 A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</p> <p>3 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="562 212 1013 243">(種類株主総会)</p> <p data-bbox="562 243 1013 408"><u>第20条の2 種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="562 408 1013 572">2 <u>会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p data-bbox="562 572 1013 674">3 <u>第3章の規定（第14条、第15条、第17条及び本条を除く。）は、種類株主総会について準用する。</u></p> <p data-bbox="562 674 1013 808">4 <u>前項の規定にかかわらず、第15条の規定は、毎年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。</u></p> <p data-bbox="562 808 1013 971">5 <u>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>

以 上

株主総会会場ご案内図

※会場が前回（定時株主総会）と異なっておりますので、ご来場の際は、お間違えのないようにご注意ください。）

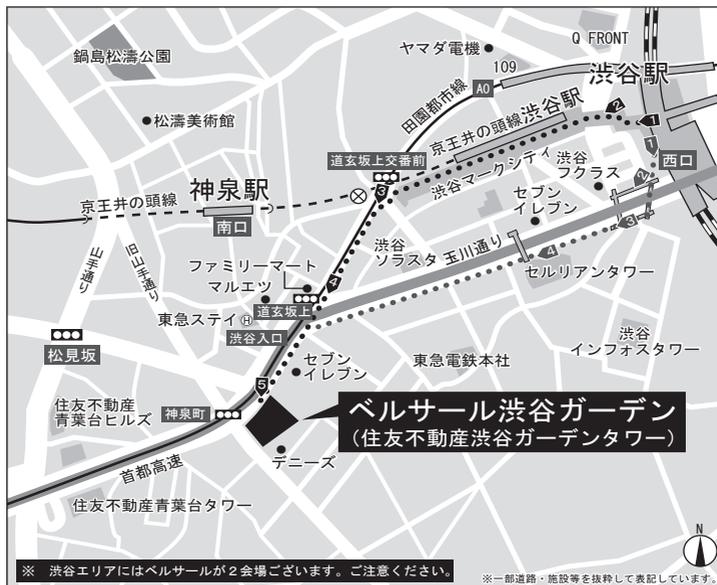
※近隣には「ベルサール渋谷ファースト」がございます。お間違えのないようお気を付けください。

会場：東京都渋谷区南平台町16番17号

ベルサール渋谷ガーデン（住友不動産渋谷ガーデンタワー）

受付：1 F

メイン会場：B 1



<交通> ■電車

「神泉駅」南口徒歩6分（井の頭線）

「渋谷駅」西口徒歩10分（JR線）

「渋谷駅」A0出口徒歩9分（半蔵門線・副都心線・田園都市線・東横線）

※渋谷マークシティ4階のショッピング&レストランアベニューを道玄坂上交番前方面に通り返り、道玄坂を上ると便利です。

「池尻大橋駅」東口徒歩11分（田園都市線）

■バス

「渋谷駅」からバスもご利用いただけます。（有料）

東急バス（渋05 渋11 渋12 渋21/渋23/渋24 渋31/渋32 渋41/渋42/渋43 渋82 渋51 渋52）

小田急バス（渋26 渋54）

約1分間隔で運行

「渋谷駅」⇔「道玄坂上」（約3分）より徒歩1分